（道路において行わなくてよい運転免許試験項目）

第二十三条の二　法第九十七条第二項ただし書の内閣府令で定める項目は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 五　方向変換

（道路において行わなくてよい運転免許試験項目）

第二十三条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　次条第二項の表の下欄に掲げる項目のうち方向変換、縦列駐車及び鋭角コースの走行

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下この条において単に「試験等」という。）において運転しようとする者に対するものを除く。第四項、第五項及び第七項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 五　方向変換